

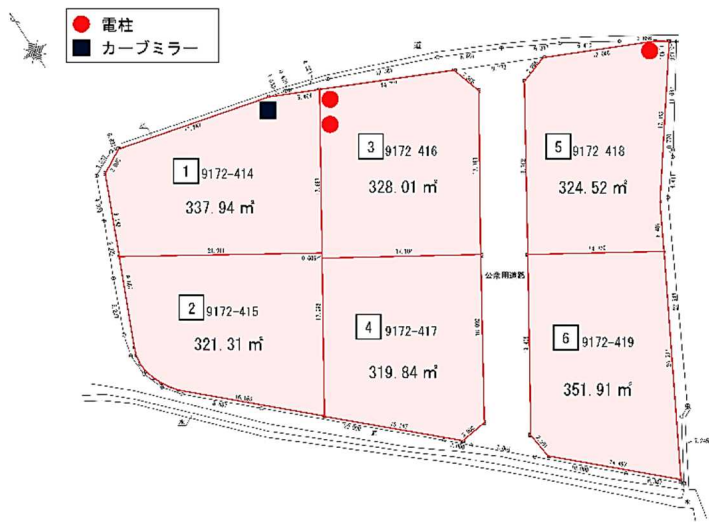
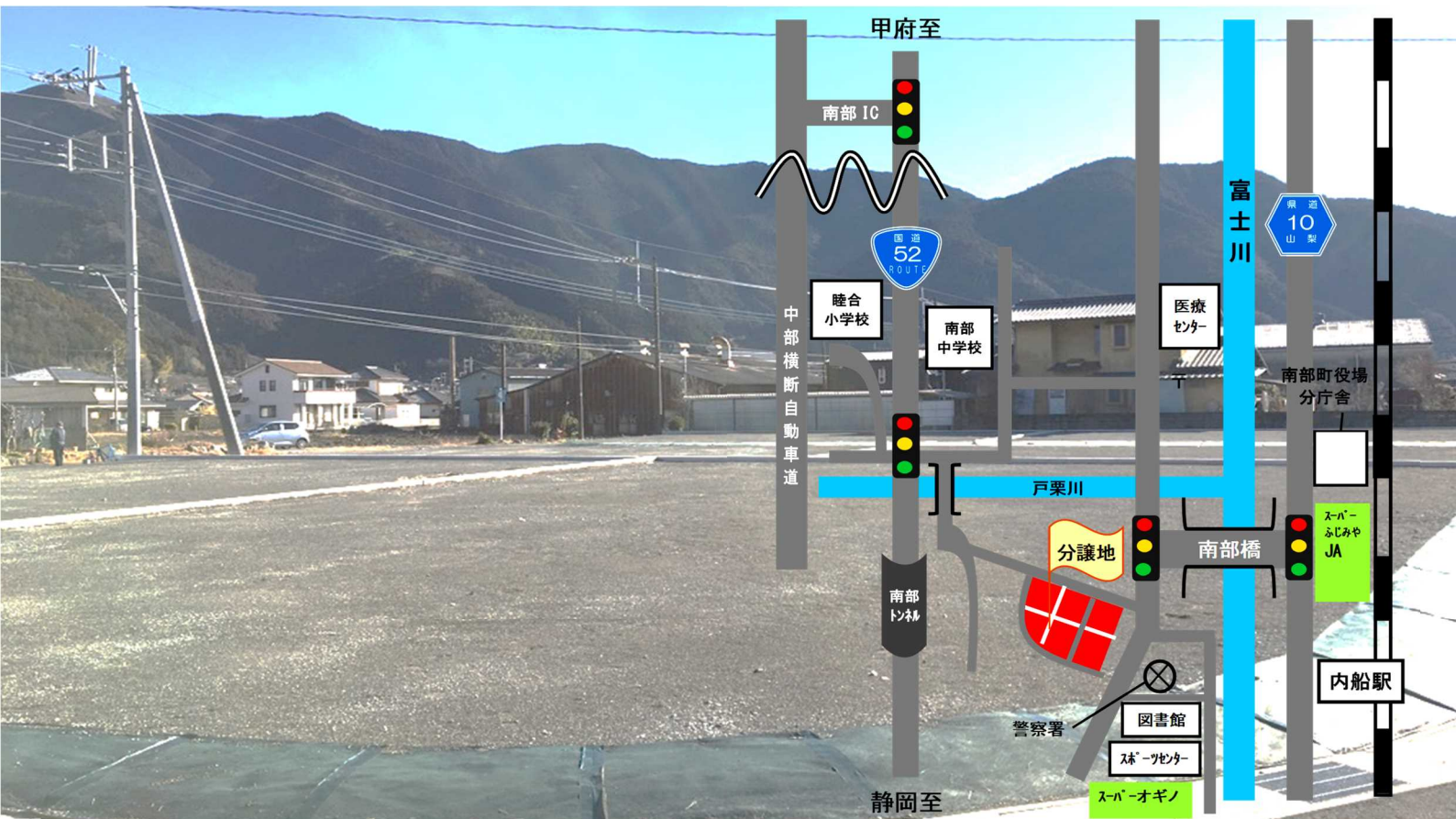
南部昭和町

町では、住宅を建築するための用地を求めている方に、南部昭和町に整備した6区画の宅地を分譲します。

宅地分譲開始

申込み受付期間 令和6年3月25日(月)～5月10日(金)

詳細は裏面をお確かめください。



区画	面積		販売価格 (不整形補正率含む) 20,900 m ² /円
	(m ²)	坪	
1	337.94	102.4	6,497,910
2	321.31	97.4	6,312,456
3	328.01	99.4	6,855,409
4	319.84	96.9	6,684,656
5	324.52	98.3	6,782,468
6	351.91	106.6	7,354,919

お問い合わせ

山梨県南部町役場 企画課

山梨県南巨摩郡南部町福士 28505-2 ☎ 0556-66-3402

https://www.town.nanbu.yamanashi.jp/kakuka/kikaku/building-lots_syoukai.html



▼分譲地概要

- ・所在地：南巨摩郡南部町南部字南田地内
- ・区画数：全 6 区画
- ・用途地域：都市計画区域外
- ・上水道：町営水道、下水：浄化槽（個人設置）
- ・交通：JR 内船駅 1,100m、役場分庁舎 950m、小学校 1,250m、中学校 1,050m、医療センター 1,400m、図書館 750m

▼申込者の要件

- (1) 申込者自らの住宅を建築するため宅地を必要としている方
- (2) 分譲地に住民票を移すことを確約する方
- (3) 取得後 3 年以内に住宅を建築し、居住する方
- (4) 分譲代金の支払い及び住宅を建築するための資金調達ができる方
- (5) 市町村民税等の滞納がないこと。
- (6) 申込者等に南部町暴力団排除条例（平成 24 年南部町条例第 10 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。また、暴力的不法行為及び公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (7) 関係する行政区の区民として地域の活動に積極的に参加する意志を有すること。

▼申込みの注意事項

- ・分譲の区画は、1 世帯 1 区画です。
- ・申込みに必要な書類は、南部町役場本庁舎（企画課）、分庁舎（住民課）、万沢支所で配付しています。
- ・申込みは、必要書類を本人または家族が、直接、南部町役場企画課（本庁舎）にお持ちください。郵送、インターネットでの受け付けはしません。
- ・申込み期間中に、同じ区画の申込みがあった場合は抽選になります。
- ・申込みにあたっては、南部町定住促進宅地分譲要綱、現地の状況、周辺環境を確認のうえ、申し込みください

▼町の補助制度が利用できます。

南部町地域経済活性化対策支援補助金	
概要	町内の住宅関連事業者により居住用の住宅を新築及びリフォームした場合（1 件 30 万円以上、資材購入費は 10 万円以上が対象）、申請により補助金（南部町商業協同組合商品券）の交付を受けることができます。
対象者	住宅の所在地に住民票を置き、住民基本台帳に登録されている、またはその見込みがある方。
補助金額	新築又はリフォームにかかった費用の合計額から、他の制度による補助金等を受けた額を差し引いた額の 20%とします。（千円未満切捨て） ・新築に要する費用限度額 20 万円 ・リフォームに要する費用限度額 10 万円

※補助金（商品券）の交付回数は、同一住宅につき 5 年間に 1 回を限度とします。

若者世帯定住支援奨励金	
概要	町が分譲する宅地を購入し奨励金制度の要件を満たした世帯は、ご利用になれます。
対象者	町分譲地を取得、住宅を建築し、居住後申請時に中学生以下の子どもを持つ世帯。または、子どもがいない家庭で、夫婦いずれかの年齢が 35 歳に達していない世帯。
補助金額	分譲地を取得した価格に下記の区分に応じた割合を乗じて得た金額です。 （千円未満切捨て） ①住宅を建築し居住後 (30%) ②居住した日から 5 年後 (10%) ③居住した日から 10 年後 (10%)

実質、購入した金額の半額になります！

※若者世帯定住支援奨励金は、町が販売する全ての分譲地に適用します。

▼申込み先

山梨県南巨摩郡南部町福士 28505-2

南部町役場 企画課（2 階）

電話 0556-66-3402（直通）

0556-66-2111（代表）

受付は、平日 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日は除く）